

身体等に障害のある方に対する 軽自動車税の減免のしおり

＜田布施町＞

田布施町では、障害をお持ちの方が安心して生活できる環境を整備するための取組の一環として、一定の要件に該当する場合、軽自動車税を減免しています。

1. 申請期限

軽自動車税の納期限まで（減免申請は毎年必要です。）

2. 減免の要件

減免の対象となるのは、次の要件を満たす軽自動車です。

- (1) 「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方が移動するために使用される自家用の軽自動車であること。
- (2) 減免できる軽自動車は、1人の障害者につき普通自動車を含め1台に限られます。
- (3) 賦課期日（4月1日）時点で手帳の交付を受け、次の①及び②の要件に該当していること。

①減免対象となる軽自動車の所有者（納税義務者）、運転者及び使用目的

所有者（注1）	運転者	使用目的
障害者本人	（ア）障害者本人	もっぱら障害者が使用するもの
	（イ）生計を一にする者（注2）	もっぱら障害者の通学、通院、通所若しくは生業（いわゆる仕事）のために使用するもの（注4）
	（ウ）常時介護する者（注3）	
生計を一にする者（注2）	（エ）障害者本人	
	（オ）生計を一にする者（注2）	
	（カ）常時介護する者（注3）	

注1 ローン契約等で自動車の売主が所有権を留保しているときは、買主を所有者とみなします。

注2 「生計を一にする」とは、原則として障害者と同居している場合又は扶養関係にある場合をいいます。

注3 障害者のみで構成される世帯に限ります。

注4 障害者が施設に入所又は病院に入院している場合は年間を通じて月2回以上、また通学や生業の場合は週3日以上障害者本人の移動のために使用していることを基準としています。

上の表中(イ)から(カ)については、生計同一及び使用目的等を確認する必要があります。

②減免の対象となる障害の範囲

軽自動車を障害者本人が運転する場合と本人以外の方が運転する場合とでは、障害の区分と程度が異なります。詳細は裏面の「減免の対象となる障害の範囲について」のとおりです。

3. 減免申請に必要な書類

提出（提示）を要する書類	本人が所有し運転	生計を一にする者が所有又は運転	常時介護する者が運転
軽自動車税減免申請書	○	○	○
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳	○	○	○
自動車検査証又は自動車検査証記録事項	○	○	○
運転免許証（原本又は両面の写し）（注5）	○	○	○
軽自動車税納税通知書	○	○	○
申立書兼誓約書（生計同一・常時介護）		○	○
生計同一が確認できる書類		○	△（注6）
使用目的が確認できる書類		○	△（注7）
常時介護を証する書類			○

注5 マイナ免許証のみをお持ちの場合は、免許情報記録確認書（写しも可）又はマイナポータルの免許情報の画面を印刷した書類等（全項目が確認でき、運転者が特定できるもの）のいずれかが必要です。

注6 車両の所有者が障害者と別居の生計同一者の場合は必要です。

注7 障害者本人が入院・入所中で、一時帰宅利用の場合は病院・施設等の証明書が必要です。

減免の対象となる障害の範囲について

障害のある方本人が運転する場合

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症まで
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症まで
音声機能障害		3級（喉頭摘出者のみ）	特別項症から第2項症まで （喉頭摘出者のみ）
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下肢不自由		1級から6級まで	特別項症から第6項症まで 第1款症から第3款症まで
体幹不自由		1級から3級まで及び5級	特別項症から第6項症まで 第1款症から第3款症まで
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能障 害	上肢機能	1級及び2級（両上肢に障害があるものに限りま	
	移動機能	1級から6級まで	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級まで	
肝臓機能障害		1級から3級まで	
知的障害者		療育手帳の障害の程度が「A」（重度の障害）と表示されている方	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳（通院治療費の公費負担率が記載されているもの）の障害の程度が1級の方	

生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症まで
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症まで
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下肢不自由		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで
体幹不自由		1級から3級まで	特別項症から第4項症まで
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能障 害	上肢機能	1級及び2級（両上肢に障害があるものに限りま	
	移動機能	1級から3級まで（両下肢に障害があるものに限りま	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級まで	
肝臓機能障害		1級から3級まで	
知的障害者		療育手帳の障害の程度が「A」（重度の障害）と表示されている方	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳（通院治療費の公費負担率が記載されているもの）の障害の程度が1級の方	

注意事項

- 2以上の障害がある場合には、総合判定による級別により判定します。